

## 在留外国人に対する介護保険の取扱いが変更されました。

住民基本台帳法の改正（平成 21 年 7 月 15 日公布、平成 24 年 7 月 9 日施行）により、外国人住民が適用対象に加えられました。これに伴う介護保険制度の主な変更点は次のとおりです。

### 1 介護保険の被保険者資格の取扱い

外国人登録を行っていて、当初在留期間が1年以上か、滞在1年以上と認められる人は、住民要件を満たし、介護保険の被保険者とされていました。

平成 24 年 7 月 9 日以後は、適法に 3 か月を越えて在留する等の外国人で住所を有する人等（外国人住民）は介護保険の被保険者とされます。3 か月以下の在留期間決定でも、資料等で滞在 3 か月超と認められる人は、介護保険の被保険者とすることができます。

### 2 世帯の取扱い

住民基本台帳上で日本人と外国人とで同一世帯が可能になることを踏まえ、介護保険における世帯も、住民基本台帳の世帯と同一のものとします。

### 介護保険について

40 歳以上 65 歳未満の健康保険の加入者（被保険者・被扶養者）は、介護保険の第 2 号被保険者として、40 歳の誕生日の前日の属する月から介護保険料を負担する対象となり、65 歳の誕生日の前日の属する月から第 1 号被保険者（市町村が介護保険料を徴収する。）となりますが、ともに届け出は不要です。

例えば、40 歳の誕生日が 10 月 1 日の被保険者は、9 月分の介護保険料から負担することになり、翌月 10 月分の給料から健康保険料に上乗せして徴収されることとなります。

また、賞与にかかる介護保険料も該当月からかかりますので、上の例では支払日が 40 歳未満であっても、賞与が 9 月 1 日以降に支払われた場合、介護保険料はかかります。

なお、介護保険の第 2 号被保険者である被扶養者の介護保険料については、健康保険制度全体で負担する介護納付金に含まれていますので、個別に納める必要はありません。

次に該当する 40 歳以上 65 歳未満の方は、介護保険の適用除外となり、「介護保険適用除外等該当・不該当届」を届け出ることにより、介護保険料は徴収されません。

海外で長期滞在のため日本国内に住民票をおかない場合（国外居住者）

適用除外施設入所者（障害者支援施設等入所者）

在留資格 3 か月以下の外国人